

不正競争防止法に関する最近の動き

平成27年12月10日
経済産業省
知的財産政策室

1. 平成27年改正不正競争防止法の成立経過について

- ・ 閣議決定 : 平成27年 3月13日
- ・ 衆議院可決 : 6月11日
- ・ 参議院可決・成立 : 7月 3日
- ・ 公布 : 7月10日

2. 平成27年改正不正競争防止法の施行に向けた準備状況について

(1) 施行日

- ・ 平成28年1月1日から施行する。

※除斥期間の延長に関する規定（法第15条）は、公布日（7月10日）から施行済み。

(2) 関係政省令

①営業秘密侵害品の輸出入の差止め措置について

- ・ 制度の運用には関税法の改正が必要。改正法案は次期通常国会で審議予定。
- ・ 改正関税法の施行に合わせて、関税法の手続きに関する経済産業省令を改正し、税関が迅速・適正に営業秘密侵害品の該否を判断・確認できる仕組みとして、経済産業大臣が申立人（被侵害者）の申請に基づき、差止め対象となる物であること等を認定する制度を導入予定。

②技術上の秘密を使用する行為等の推定について（法第5条の2）

- ・ 技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定

について、施行時点では、その対象とする情報を“生産方法”のみとし、その対象とする行為を“生産”のみとする。(その他政令で定める情報・行為については、施行の時点では規定せず、今後、産業界等のニーズを踏まえ、必要に応じ、政令を策定する。)

(参考)

第五条の二 技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。)について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為(営業秘密を取得する行為に限る。)があった場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為(以下この条において「生産等」という。)をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

(3) 普及に向けた取組(説明会の開催状況等)

- ・全国43カ所において、不競法の改正について説明。(これまでに37カ所で説明済。今後6カ所を予定。)
- ※「知的財産権制度説明会」(特許庁主催)にて全国13カ所、その他、団体等からの依頼に応じ、説明会を実施。

3. 営業秘密官民フォーラムの創設について

- ・「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議(平成27年1月開催)」にて取りまとめた「行動宣言」に基づき、平成27年7月に、「営業秘密官民フォーラム」を、関係省庁、関係17団体・法人が参加し開催。
- ・警察庁及び公安調査庁より最新の手口やその対応策、工業所有権情報・研修館(INPIT)より営業秘密・知財戦略相談窓口の活用状況、情報処理推進機構よりサイバーセキュリティ対策の最新状況についての紹介を行い、意見交換を実施。

4. 営業秘密に関する相談体制について

(1) 営業秘密・知財戦略相談窓口（INPIT）

- ・相談件数：194件（本年2月（開設）～11月末時点）

（内訳）

- ① 相談者：中小企業93件、大企業63件、個人20件、
大学・研究機関13件、その他5件
- ② 相談内容：営業秘密管理101件、知財戦略22件、
営業秘密流出・漏えい15件、情報セキュリティ対策6件、
知財制度一般20件、その他30件
- ③ 相談形態：窓口対応33件、電話対応141件、出張対応20件

(2) 各都道府県警における営業秘密保護対策官の設置（警察庁）

- ・平成28年1月1日までに、各都道府県警察ごとに、1名以上の営業秘密保護対策官を指定。各警察署が取扱う営業秘密侵害事犯に関する被害相談に対する指導、企業が集う各種セミナー・会合への参加、営業秘密侵害事犯捜査の事件指導等の業務に従事。

5. 「企業における秘密情報の保護・活用ハンドブック」の作成について

- ・経営者を始めとする企業の方々が自社における秘密情報管理を適切に実施していく際の参考となるよう、秘密情報を決定する際の考え方や、その漏えい防止のために講ずるべき対策例、情報の漏えいが発生した場合の対応方法等を示したハンドブックを作成する。
- ・詳細については、議題2にて、説明。